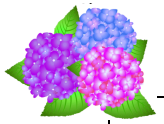


事務センターだより

第３号　H30.6.26

文責　藤本（阿蘇中）



６月２９日は期末勤勉手当支給日です。

	支　給　割　合	
	６月	12月
期末手当	1.225	1.375
勤勉手当	0.900	0.900
合計	2.125	2.275

※　再任用、新採、臨採の先生、平成２９年１２月２日から平成３０年６月１日の間に育休等休職期間がある方は勤務期間により支給率に相違があります。詳しくは事務職員までお尋ねください。

※　期末勤勉手当から**共済掛金**が差し引かれます。その金額は、「標準期末手当等の額」（その月に支給された期末手当等の額を合計し、１０００円未満の端数を切り捨てた額）



×

保険料・掛金の率

※　**所得税**も毎月の給料とは違った計算式で差し引かれます。期末勤勉手当支給総額から共済掛金を差し引いた金額を「賞与に対する源泉徴収税額表」なるものに当てはめて税額が決定されます。





旅行復命について

阿蘇市学校管理運営規則　第７０条

・職員の出張は校長が命ずる。

・出張した職員が帰校したときは、**速やかに**命令者に復命書を提出しなければならない。ただし、簡易なもの（校外勤務等）にあっては、口頭で復命するものとする。

現在は、ゆうネットに復命入力することになっています。**出張後３日以内**には入力をお願いします。

事務センターでは、毎月第１/第２木曜日に旅行命令簿の査定を行っていますが、復命が完了していない旅行は、査定できませんので、翌月の処理となってしまいます。よろしくお願いします。





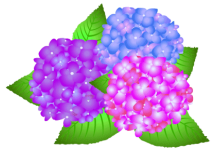
学校徴収金についてのお願い

学校事務センターの徴収形態は、給食費、学級費等の総額を徴収月で割った金額を集めています。

一ヶ月の徴収額が１０００００円弱となり、口座振替不能の件数が多い傾向があります。

ご家庭に連絡する際、児童生徒への配慮等、担任の先生方にご相談しなくてはならない事も多くあります。

職場の事務職員が学校徴収金対応の悩みを一人で抱えることがないよう、ご協力をお願いします。



給与所得者　の　節税方法

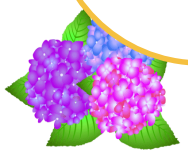




給与所得者にとって、年末調整・住宅控除等の他に効率的な節税方法はないか、調べてみました。

・医療費控除かセルフメディケーション税制

医療費控除は、年間で 10 万円を超える医療費を負担した場合、控除がうけられます。医療費控除とは併用できませんが、セルフメディケーション税制というものもあります。薬局などで販売されている OTC 医薬品の年間購入額が 1 万 2 千円を超え、健康診断などの一定の取組を行っている方が、最大 8 万 8 千円までを所得から控除できます。



・iDeCo

iDeCo は、自身が掛け金を拠出し運用を行う私的年金です。運用結果次第では大きく増やしたり、損失をしたりします。　メリットは、拠出した掛け金がすべて所得控除の対象となります。運用益は非課税で、受け取り時は、一括でも分割でも課税がかなり押さえられます。

・ふるさと納税

地方自治体へ寄付した金額のうち、2 千円を超える金額に関しては所得税の還付や住民税の控除に適用されます。実質 2 千円だけ負担して、残りの金額は税金の前払いに適用されるのです。その上で、さらに地域の特産物がもらえる仕組みとなっています。

